

## 第6章 「核兵器禁止条約の時代」の軍縮教育（講演録）

中村 桂子

### 1 「誰も反対しない」軍縮教育

「軍縮教育は必要か？」——こう問われれば、国内外を問わず、おそらく多くの人が首肯するであろう。事実、軍縮教育は、グローバルな軍縮や不拡散の前進に向けた不可欠な要素として広く認識され、国連総会決議などの国際文書でもその重要性が繰り返し指摘されてきた。<sup>(1)</sup>二〇一七年に採択され、二一年一月に発効した核兵器禁止条約が、国際条約としては初めて軍縮教育の重要性を前文に明記したことは、その最たる例である。

ウクライナ危機がもたらした核使用リスクの増大、そして核軍縮機運のさらなる後退と

いった核情勢に対する昨今の危機感の高まりは、核の非人道性を訴えてきた被爆者不在の時代が迫りつつあるという時代認識と相俟って、こうした軍縮教育重視の流れにいつそう拍車をかけている。二〇二二年八月にニューヨークで開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議でも、核兵器の非人道性を伝える軍縮教育の推進に対し、核保有国を含め各国は異口同音で支持を示した。

このように、各国間の対立が続く核軍縮議論の中で、軍縮教育は、数少ない「論議を巻き起こさない、誰もが反対しないテーマ」の一つとして認識されてきた。しかしそのことは同時に、軍縮教育の本身に関する議論が深まらない原因ともなってきた。軍縮教育の推進そのものが手ばなしで賛同、奨励されてきたがゆえに、本当に意味ある軍縮教育とは何か、それは実際に行われているのか、あるいはいないのか、もし行われていないとしたら何が障害になっているのか、それをどのように乗り越えることができるのか、といった批判的視点を含めた議論や検証が深掘りされずにきたのである。

## 2 「旗振り役」日本のジレンマ

この点について、日本政府の姿勢を例に考えてみたい。

日本政府は、自他ともに認める軍縮教育の国際的な旗振り役である。「唯一の戦争被爆国」として、広島、長崎の名前を掲げ、核兵器の非人道性を世界に訴えてきた。軍縮専門家の育成を目指し、途上国をはじめとする各国の若手外交官を広島、長崎研修に招く国連軍縮フェローシップ・プログラムへの貢献など、その取り組みは多岐にわたる。

上述したNPT再検討会議では、日本の総理大臣として初めて同会議に出席した岸田文雄首相が、核なき世界に向けた具体的な行動計画として五項目の「ヒロシマ・アクション・プラン」を発表したが、そこでも次のように被爆の実相を伝える取り組みが強調された。

各国の指導者等による被爆地訪問の促進を通じ、被爆の実相に対する正確な認識を世界に広げていきます。（中略）また、国連に1千万ドルを拠出して『ユース非核リーダー基金』を設け、未来のリーダーを日本に招き、被爆の実相に触れてもらい、核廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワークを作っていきます。（中略）また、2023年には被爆地である広島でG7サミットを開催します。広島から、核兵器の惨禍を二度と起こさないと力強いコミットメントを世界に示したいと思ひます。

被爆地訪問を含め、核兵器使用がもたらす現実を伝えようとする政府主導の取り組みに意義があることに異論はない。しかし同時に、世界の人々が核兵器使用の実相を知るべきと訴えている日本自身がジレンマを抱えている点も忘れてはならない。核の非人道性を訴える一方で、日本政府は米国の「核の傘」の下、自国の安全保障を確保するには核兵器の存在が不可欠であるという立場をとっている。

そうした日本のジレンマが最も端的にあらわれているのが、核兵器禁止条約に対する姿勢である。核の非人道性を謳ったこの条約に対して日本は背を向け続け、条約が発効し、締約国会議のサイクルが動きだした今も、会議へのオブザーバー参加さえ決断できずにいる。

核兵器への依存を続けている日本が、核の非人道性を強調して軍縮教育を推進することは可能なのか。軍縮教育への積極姿勢はある種のポーズや隠れ蓑になってしまっているのではないか。

単に軍縮教育を推奨するに留まらず、こうした点を批判的に検証し、その上で今の時代に必要とされる軍縮教育のあるべき姿を模索することが、「唯一の戦争被爆国・日本」からの発信を本当に意味あるものにしていく上で不可欠な作業であると考える。

### 3 ウクライナ危機の二つの教訓

グローバルな核軍縮の実現に向けた教育が急務だということは言うまでもない。二〇二二年二月のロシアによるウクライナ軍事侵攻以降、核兵器使用に対する危機感が世界中で共有されるようになった。

ウクライナ危機からいかなる教訓を導くかで、世界の国々は真逆の方向に引き裂かれていくように見える。

一つは、核兵器への依存がさらに強まる方向である。その先に見えるのは半永久的に核兵器が存在し続ける世界である。核を持つ大国が国際法を無視して力による現状変更を進めるのであれば、それに対抗する力を持たなければならない。ウクライナのようにならなためには、自衛のための軍事力強化、核抑止力強化が不可欠だ、こうした論調が各地で勢いを増している。日本を含む東アジアもまさにその渦中にある。

そしてもう一つが、核兵器廃絶に進む方向である。ウクライナの現状は、核抑止依存に内在するリスクを如実に示した。核兵器では戦争を抑止できない。むしろエスカレートさせ、人類を滅亡にさえ追い込みかねない。持続的な解決に向けて外交努力を強め、法の秩

序を取り戻していかなければならない。これがもう一つの教訓である。二〇二二年六月にウイーンで開催された核兵器禁止条約の第一回締約国会議でも、「核抑止論は誤り」と力強く断じた政治宣言が採択された。

今まさに人類はこのような二つの道を前にした分岐点に立っている。そのどちらに進んでいくかは私たち一人ひとりの選択にかかっているとと言えるだろう。そしてこの状況において鍵を握るのが軍縮教育であると考ええる。

#### 4 思考停止からの脱却を

筆者が日頃接している長崎大学の学生の反応においても、核兵器をめぐる現状に対する不安は如実に見受けられる。授業中の議論でも、核兵器廃絶は理想だが現実を見ればそのようなことを言っていられない、核の傘がなければ日本は攻められてしまうだろう、核兵器禁止条約に日本が参加するなど不可能だ、と核抑止依存を肯定する意見が多勢を占める。連日のようにウクライナ危機や北朝鮮のミサイル発射のニュースが流れる中、こうした傾向は明らかに強まっている。

誤解がないように言いたいのだが、このような核兵器廃絶に後ろ向きな声を「けしから

ん」と言いたいのではない。むしろこのような声が非常に大事であると考えている。なぜならここに学びを深める足がかりがあるからだ。

核兵器依存を肯定する意見の前提となっているのが、「核兵器は私たちの安全を守っている」という、いわば核兵器に対する「安全神話」である。学生の多くが無自覚に「核の傘は私たちの安全を守っている」ということを揺るぎない事実として受け入れ、その上で「でも広島、長崎の経験や、被爆者の想いを考えると……」と葛藤しているのだ。

そこで、授業の中では、そもそも核兵器は私たちの安全を本当に守っているのか、核兵器に頼らずに安全を守っていくことは不可能なのか、と議論を促していく。今まで当たり前と受け止めていたことを一度立ち止まって検証する、思考停止状態から脱却する、という姿勢が大事である。そうすると学生からは驚くほど多角的で柔軟なアイデアが出てくるのが常だ。

核兵器問題に注目が集まっている今こそ、こうした作業を行っていく絶好の機会と言えるのではないだろうか。

## 5 軍縮教育の歩み

軍縮教育に話を戻そう。冒頭に述べたように、核兵器禁止条約は軍縮教育の重要性を初めて明記した条約となった。その前文は以下のように述べている。

また、全ての側面における平和及び軍縮に関する教育並びに現在及び将来の世代に対する核兵器の危険及び結末についての意識を高めることの重要性を認識し、また、この条約の諸原則及び規範を普及させることを約束し（傍点は筆者。外務省仮訳を一部変更）

ただし、軍縮教育そのものは、核兵器禁止条約誕生の遙か以前から、国際文書に登場していた。軍縮教育の緊急性を訴えた初の合意文書が作られた場合、冷戦時代、激化する軍拡競争を背景に開催された一九七八年の第一回国連軍縮特別総会（SSDI）であった。続いて、一九八〇年に国連教育科学文化機関（UNESCO）が「軍縮教育に関する世界会議」を開催した。最終文書では軍縮教育が基づくべき「原則・考え方」が整理された。客観的情報の重要性、批判的思考力の必要性、文化の多様性・社会正義の価値観などを示した「軍

縮教育10原則」と呼ばれるもので、その内容は現代にも十分通じるものである。

次に軍縮教育をめぐる議論が注目されたのは、冷戦の終わりを迎えた二〇〇〇年代であった。二〇〇〇年に国連の主導により各国の識者らで構成される政府の専門家グループが立ち上がり、二年間の議論を経て、軍縮教育に関する初の包括的な報告が作成された。報告書は、軍縮教育の現状についての評価分析を基に、短期的・中期的な視点から国家や国際機関が行うべき具体的行動を三四項目にわたって勧告した。この報告書が、国連による軍縮教育に関する最も包括的な研究報告として位置付けられている。

二〇〇二年秋の国連総会は、この三四項目の勧告の実施を求める決議を採択した。以降、同趣旨の国連決議が隔年で無投票採択され続けている。さらに、この勧告の履行は、二〇一〇年NPT再検討会議最終文書の六四項目の行動計画の一つにも明記された。

## 6 軍縮教育の目指すもの

このように、軍縮教育についてまず言えることは、その推進がすでに国際合意であるという事実である。核兵器に対する姿勢の如何を問わず、軍縮教育の推進そのものについて正面から反対を唱える国はない。

ではこれらの国際文書において、軍縮教育はどのように定義づけられてきたのだろうか。まず前提となる「軍縮」の定義として、前述のUNESCO会議最終文書は、「一国での軍縮イニシアティブを含む、兵器の制限・管理・削減・そして究極的には効果的な国際管理の下での全面完全軍縮を目指したあらゆる形態の行動」と述べる。そしてさらに、「武装した国家における現状のシステムを、戦争がもはや国家の政策の道具とされず、人々が自らの未来を決定し、正義と連帯とに基づく安全保障の中に生きることが可能とする、武力によらない平和に向けた新しい世界秩序へと転換させることを目指したプロセス」であると述べている。

これはきわめて重要な点である。軍縮が兵器の量的・質的削減及びその撤廃を目指すことにあるだけでなく、武力に依存しない世界秩序への転換と、変革のプロセスと認識されているからだ。

では軍縮教育の目的についてはどうか。前述の二〇二二年の国連報告は、軍縮教育の目指すところを「効果的な国際管理の下での全面完全軍縮の実現に向けて、一人ひとりが、国民として、また世界市民として貢献できるようなその力を高められる（empower）よう知識や技術を授けること」と定義している。

ここで重要なことは「個」が強調されている点である。軍縮の実現には「一人ひとりのエンパワメント」、すなわち、知識を得るだけでなく、個々人において問題解決への意識が醸成され、そのための能力が獲得されなければならない、ということが強調されているのである。

国家中心に論じられてきた軍縮というテーマにおいて、これまで脇に追いやられてきた「個」に視点を転じるといふ考え方は、一九九四年の国連開発計画（UNDP）が「人間開発報告」を発表して以降、国際社会に浸透してきた、国家中心の安全保障から「人間の安全保障」への転換を求める動きとも、またSDGs（持続可能な開発目標）が「誰一人取り残さない」ことを掲げていることとも重なるものと言えるだろう。

このように軍縮教育とは、「軍縮について学ぶ」に留まらず、「軍縮のために学ぶ」、つまり軍事力に依存しない世界への転換と変革に向けた「一人ひとりのエンパワメント」にこそ、その本質がある。こうした視点が、軍事・外交・安全保障といった分野において特段重要な意味を持つことを指摘しておきたい。これらの分野では、「国の専管事項」の名の下に、市民への情報開示や意思決定プロセスへの参画が制限されてきた歴史がある。こうした長年の積み重ねは、人々から論理的・批判的な思考力、社会問題に対する主体性や責任

意識、変革を求める行動力といったものを奪ってきた。日本においてもこうした傾向は指摘できるだろう。

実際、大学生と話をしている、選挙の話題になると、「どうせ自分が投票しても何も変わらない」といった発言を聞くことが多い。軍事、外交、安全保障はいずれも自分の生活の根幹に直結する問題にあるにもかかわらず、それらがあまりに抽象的、巨大すぎて、自分が関与できること、すべきことと認識しづらいのだ。そうした中で、軍縮教育とは、まさにこうしたところにメスを入れ、一人ひとりの意識と行動の変革を促すものなのである。

## 7 軍縮教育に求められる要素

ここからは、「転換と変革に向けた個のエンパワメント」を目指した軍縮教育の一つの成例として、二〇一七年の核兵器禁止条約採択を取り上げ、そこから効果的な軍縮教育に求められる具体的要素を探ってみることにしたい。

よく知られているように、核兵器禁止条約は、中小の非核兵器国と、それを支える世界の市民社会の協働で実現したものである。二〇一〇年頃、オーストリアやメキシコなど、停滞する核軍縮の現状に強い危機感を抱いた一部の非核兵器国の主導で、核兵器の非人道

性を焦点化する新しいアプローチが生まれ、それが条約採択へと至る国際気運の高まりに繋がっていった。

これらの国と、それを支えた国際NGOらが目指したのは、世界の圧倒的多数派を占める非核兵器国をエンパワーし、核兵器禁止と廃絶に向けて立ち上がらせることだった。いわば、このプロセスそのものが非核兵器国の政治家、外交官、メディア、専門家、オピニオンリーダー、そして市民を対象とした軍縮教育の実践であったと言える。核兵器に対する意識や価値観における転換・変革がもたらされた結果、核兵器で安全を守るという論理を明確に否定した画期的な国際条約が誕生したのであった。

## 8 核兵器の非人道性

軍縮教育に求められる要素の一つ目は、核兵器の非人道性への焦点化である。私たちの多くが広島・長崎の被爆に関して当たり前のようにイメージする光景は、残念ながら世界の「常識」にはなっていない。核兵器のもたらす被害について断片的、限定的な知識しか持たない人々が世界の圧倒的多数派であり、それは核兵器問題の外交交渉に直接携わる政府関係者であっても例外ではない。

そうした中で、核兵器禁止に向けて国際世論を高める推進力となったのが、核兵器の非人道性にあらためて光を当てる、新しいアプローチであった。

その中できわめて大きな役割を果たしたのが、核の惨禍を経験した人々の生の声であった。条約採択に至るまでの様々な公式・非公式の場には、広島、長崎の被爆者や世界各地の核実験被害者が必ずと言ってよいほど招かれた。彼らの言葉は、「核兵器が人間に何をもたらすのか」という議論にこの上ない現実味と切迫感を与えた。

聞くものの心を揺さぶったのは、当事者の語る「あの日」の光景だけではなかった。病気への不安だけでなく、差別、貧困など様々な耐え難い肉体的、精神的苦痛を抱えつつも、一人の人間として「同じ思いを誰にも味わわせたくない」と身を削りながら訴えてきたその姿であったと言える。

事実、この点は核兵器禁止条約の前文に反映されている。前文には、「ヒバクシャ」という言葉が二度登場する。一度目は「筆舌に尽くしがたい苦しみを受けてきたヒバクシャ」、二度目は「核兵器廃絶のために努力してきたヒバクシャ」という文脈である。このことはまさに、被爆者の「生き様」そのものが、条約採択に向けて世界を動かしてきたことを証明するものである。

核兵器禁止条約の採択に至る議論の過程では、広島、長崎の経験に加え、これまで世界各地で二千回以上にわたって行われてきた核実験の被害も大きな注目を集めた。大国の植民地政策の下に置かれた地域や少数民族、先住民の居住地域で行われた核実験の被害の多くについては、補償や手当に関する施策はおろか、十分な現地調査さえ行われておらず、被害の全容の解明にはほど遠い現状がある。こうした点を踏まえ、核兵器禁止条約はその第六条、第七条で核被害者への援助と核で汚染された環境の修復、その実施に向けた国際協力の義務を盛り込んだ。

広島、長崎の被爆者と世界各地の核被害者の体験を重ね合わせることは、より広い観点で核の被害の実相を明らかにしていくことであり、非人道性のさらなる焦点化にはかかせない視点である。それは、一九四五年八月の原爆投下を「広島・長崎の経験」あるいは「唯一の戦争被爆国・日本の経験」としてのみ伝えるのではなく、核兵器の非人道性を物語る「人類共通の経験」として普遍化していく上でも不可欠な作業となるだろう。

## 9 科学的・客観的知見

広島、長崎の被爆者、核実験被害者の声とともに非人道性の焦点化に貢献したのが、核

兵器の非人道性を実証する科学的・客観的データの存在であった。これが軍縮教育に求められる要素の二つ目である。

二〇一三年から十四年にかけて、ノルウェー、メキシコ、オーストリアの各政府がそれぞれ主催した三回の「核兵器の非人道性に関する国際会議」には各国や国際機関から多くの専門家が参集し、健康、経済、環境など様々な観点から核兵器がもたらしうる影響についての最新の科学的知見を各国政府関係者と共有することで、非人道性の議論に説得力を持たせていった。

これらのデータは、「核兵器が使われたらどうなるか」「使われるリスクがいかに高いか」ということを次々と白日の下に晒した。たとえば、気候変動や食料安全保障などの専門家が発表した「核の飢餓」というシミュレーションは、インド・パキスタン間で広島に投下された原爆と同等の爆発威力がある核兵器百発相当の核兵器が使用された場合、その結果として起こる世界的、長期的な気候変動と食糧難によって最大二〇億人が生命の危機に瀕するという衝撃的な結果を提示した。

また、国際的な人道団体等からは、核兵器がとりわけ人口密集地域で使用された場合、短期的な人道上の緊急事態や長期的な影響に適切に対応し、被害を受けた人々に十分な支

援を提供できるような能力を持つ国や組織は存在しない。よって核兵器を使用させてはならず、それを保証する唯一の方法は核兵器廃絶に他ならないとの結論が明言された。

会議で示されたいずれの科学的知見も、核兵器が一旦使用されれば、その影響は一般的に想像されているよりも遥かに複雑かつ甚大であり、戦争当事国に留まらず、より広範囲に、そして長期にわたる健康被害と環境への影響、さらには社会、経済インフラの破壊をもたらすことを示すものであった。

核兵器の存在自体がグローバルな脅威であるという認識は、核を持たない国々の間に「当事者意識」を呼び起こしていった。自国の核政策の如何にかかわらず、地球上に核兵器が存在する限り、その使用の可能性から逃れることはできない。もし核兵器が使われたら、苦しむのは弱い立場に置かれた自分たちだ。そしてその可能性は高まっている。そうであれば核保有国が行動を起こすのを待つのではなく、自ら主体的に行動を起こさなければ手遅れになる——そうした危機感が非核兵器国の間に共有され、主体的に行動を起こしていく力を生んでいったのである。あるメキシコの大使はこうした変化をとらえて「核軍縮の民主化」と呼んだ。

このように、核兵器の非人道性を焦点化するということは、単に被害の側面を強調する

に留まらないことを指摘しておきたい。核を保有する大国から、核を持たない中小国へと、核兵器をめぐる国際議論における「主役交代」を実現させたのだった。

## 10 国家中心から人間中心へ

主役交代は「国家」から「個」という面でも行われた。核兵器をめぐる議論の中心は長らく核を持つ大国であり、そこでの「常識」は国家中心の安全保障論であった。しかし核兵器の非人道性を焦点化するアプローチは、一人ひとりの人間の存在や尊厳を安全保障議論の中心に据えていった。まさに軍縮教育の目的である「個のエンパワメント」が主眼となっていたのである。

国家中心から人間中心へ——これを軍縮教育に求められる要素の三点目に挙げたい。核兵器禁止条約の採択に至る過程の中で、ジェンダーの問題が大きく取り上げられたことは、そうした流れを象徴するものであった。

実は核兵器禁止条約は、核兵器に関連する国際条約として初めて、ジェンダーの視点を明記した条約である。議論では主に二つの点が強調された。一点目は、核兵器使用の影響が女性、女兒に大きく出るといふ点である。それは健康被害の面だけでなく、結婚や出産、

就職にかかわる不利や差別、そして生涯にわたる不安や精神的苦痛など、社会的、心理的側面を含めたものである。この点に関し、条約前文は次のように述べている。

核兵器の壊滅的な結末は、十分に対応することができず、国境を越え、人類の生存、環境、社会経済開発、世界経済、食糧安全保障並びに現在及び将来の世代の健康に重大な影響を及ぼし、及び電離放射線の結果によるものを含め女性、女児に対し均衡を失した影響を与えることを認識し……（外務省仮訳を一部変更）

二点目は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関するものである。核兵器問題に関する政治的な意思決定における女性の参加が不十分であるという点である。条約前文は次のように述べている。

男女双方の平等、完全かつ効果的な参加が持続可能な平和及び安全の促進及び達成のための不可欠の要素であることを認識し、また、軍縮への女性の効果的な参加を支援し及び強化することを約束し……（外務省仮訳を一部変更）

日本の現状もまさにそうであると言えるが、軍縮、防衛、安全保障等は、とりわけジェンダー主流化からこぼれ落ちてきた分野と言える。国連軍縮研究所の資料を基に、軍縮関連の国際会議に参加した外交官の男女比を例に挙げると、二〇一五年のNPT再検討会議では外交官の割合が女性二六・五%、男性七三・五%、同年の国連総会第一委員会（軍縮、安全保障）では女性二九・七%、男性七〇・三%である。女性の割合は人権、環境など他の分野の国際会議よりも低い傾向にある。なお、同じ外交官でも大使といったより高位の役職者では、女性の割合はさらに低くなる。

時代とともにこうした不平等が是正に向かってきたことは事実である。たとえば一九八〇年代初めの女性外交官の割合は、比較的ジェンダー主流化が進んでいるラテンアメリカ諸国においても一割に満たなかったが、二〇一五年には三九%と四倍以上になった。しかしそれでも平等には遥かに遠い状況である。加えて、二〇一五年時点の女性外交官の割合がアフリカ地域では一八%、次に低い東欧では二八%と、地域間の格差も残っている。

核兵器禁止条約はこうした状況にも疑問を投げかけ、すべての人々の意識改革を求めているのだ。

## 11 安全保障観の転換へ

以上見てきたように、核兵器禁止条約とは、単に核兵器を持つこと、作ること、使うことを禁止するだけの条約ではない。核兵器を持たない国々と市民社会が手を取り合って作った条約として、「核兵器のある世界」の根幹をなす安全保障観そのものを変えようとしているのである。国家中心の安全保障ではなく、一人ひとりの安全を守ることのできる世界へ。力の強いもの、声の大きいものが幅を利かせる世界ではなく、核の被害者を含め、社会的に弱い立場に置かれている人々の声に耳が傾けられる世界へ。これが条約の目指す世界である。

条約の前文には、「すべての人類の安全保障」という言葉が入っている。一つの国、あるいは同盟国間での利益のみを追求する「狭い意味での」安全保障から、現在のみならず将来世代を含めた、人類全体に共通する利益を追求する「広い意味での」安全保障へと、安全保障観を転換させていくことを求めているのである。

この点を考える際に、非人道性の焦点化を主導した国々が、きわめて現実的な視座から核兵器禁止と廃絶の必要性を訴えていったことを思い起こしたい。核兵器禁止条約に背を

向ける国々の常套句である、同条約が安全保障の現実を理解していない、という批判に対して、条約推進派の国々は明確な反論を展開していった。

たとえば、核兵器使用のもたらす非人道性に一定の理解は示しつつも、核の脅威が存続する厳しい国際環境を鑑みれば核抑止による安全保障は必要不可欠との立場に対し、オーストリアは、そのように「人道面」「安全保障面」を二項対立の概念として位置付ける見方そのものが「誤り」であると断じた。偶発的な核使用の可能性を含め、核抑止に依存した安全保障こそ人類生存にとつての脅威である。安全保障が重要であるからこそ、核兵器禁止と廃絶に進むことしか答えはない、と主張したのである。

軍縮を安全保障の有効な手段であると明確に位置づけること、これが軍縮教育に求められる四点目の要素である。

## 12 軍縮教育を触媒に

では、このような要素を持つ軍縮教育をどのように推進していくことができるだろうか。一つの手がかりは核兵器禁止条約である。二〇二二年六月に開催された同条約の第一回締約国会議は、条約の諸条項の実現に向けた具体的なロードマップである「ウィーン行動

計画」を採択した。この計画に基づき、条約の締約国は、市民社会、国際機関、さらには条約未批准国も巻き込みながら、条約の推進に向けた取り組みを加速させている。軍縮教育の推進をこうした動きと連動させていくことが肝要となる。

前述したように、核軍縮をめぐる各国間の亀裂はますます大きくなっている。しかしその中でも、軍縮教育、そしてそこに求められる要素として本稿が取り上げた核兵器の非人道性やジェンダーに関する視座は、核抑止に依存する国々と核兵器禁止条約支持国との間において触媒的な役割を果たすことができる。

二〇二二年八月のNPT再検討会議で合意一步手前まで行った最終文書案は、その点を証明して見せたと言える。文書案には、核兵器の非人道性、ジェンダー主流化のテーマに関して、過去の合意よりも、質・量ともに踏み込んだ表現が盛り込まれた。核被害者援助・環境修復の重要性に触れられたこともその一つであった。

軍縮教育により直接的に言及した箇所としては、広島・長崎だけでなく、世界各地の核実験被害地域を含めて、核兵器の被害を受けた地域との交流を奨励するとの内容が新しく盛り込まれた。次の箇所である。

本会議は、締約国に対し、核兵器が人道や環境に与える影響を知らしめるため、核兵器の使用や実験の影響を受けた人々や地域社会との交流や体験を直接的に共有することを含め、核軍縮・不拡散に関するあらゆる話題に関し、特に若い世代や将来の世代、また指導者、軍縮専門家、外交官の意識喚起に向けた具体的措置をとることを求める。

このような最終文書案における変化は、「一人ひとり」に光を当てる流れが、長らく国家中心の安全保障観に支配されてきたNPTの議論の中にも一定程度浸透してきた現状を示している。各国間の根深い対立を埋めるには至らなくとも、軍縮教育を共通言語としてその幅を狭めていくことは十分に可能であろう。これは、核保有国と非核保有国の「橋渡し」役を標榜する日本政府の意向にも合致するものであり、次回以降の核兵器禁止条約締約国会議における日本のオブザーバー参加を促す要素ともなりうるだろう。

### 13 軍縮教育の普及拡大へ

以上見てきたように、軍縮教育とは単なる兵器の削減・撤廃に向けた努力の奨励ではない。一人ひとりの命と安全、尊厳が尊重される世界の実現へと、より普遍的な価値観の共

有を人々に促していくものである。危機と好機が交差する時代における軍縮教育の意義はそこにある。

軍縮教育の現在の意義を多様なステークホルダーに認知させ、実践へと結びつけていくことが喫緊の課題である。なかでも国家間の対立と緊張の続く地域においてこそ、軍縮教育は推進されるべきである。日本を含む北東アジアはその筆頭に挙げられる。

日本で教育というと学校教育のイメージが先行するが、軍縮教育はあらゆる世代のあらゆる人々が対象となる。外交官、国会議員、地方議員、自治体首長・職員、教育関係者、メディア関係者、NGO職員、起業家などにも軍縮教育の機会が必要である。

市民団体やNGO、企業、研究・教育機関、各国政府、国際機関、被爆地を含む地方自治体といった異なるレベルのアクターには独自の情報、ノウハウの蓄積やネットワークがある。そうしたアクターの横の連携を強化していくことも重要である。十分な財政的支援も必要となる。

そうした活動を下支えするような、軍縮教育に関する調査研究、議論の発展も望まれる。冒頭に述べたように、軍縮教育については、実態把握に基づく分析やその活用も十分に行われてはいない。各地の実情や特性、歴史的背景に合わせた軍縮教育プログラムや教材の

開発も進められるべきだろう。

核兵器使用のリスクが声高に叫ばれる中、教育の重要性を訴えるなど、あまりに迂遠な提案に聞こえるかもしれない。しかし、核抑止力依存の安全保障論が勢いを増しつつあるこのような時代だからこそ、私たちは立ち止まって考えなければならぬ。私たちの安全を本当に守るものは何か。私たちはどのような未来を望んでいるのか。世界の転換点を生きたる私たち一人ひとりが、こうした問いを自分事にするのが求められている。

最後に、ある被爆教師が平和教育について語っていた言葉を紹介したい。それは「希望を語り、希望を学ぶ」である（山川 2006）。核兵器をめぐる状況は大変厳しい。間違いなく核軍縮には逆風が吹き荒れている。しかし被爆者をはじめ、核なき世界に向けた人類のこれまでの歩みは、私たち一人ひとりに世界を変える力があることを教えてくれている。軍縮教育とは、そうした希望の光を繋ぐものでもあるのだ。

## 註

(1) 「軍縮教育」の扱う範囲には核兵器以外の大量破壊兵器や通常兵器も含まれるが、本稿では核兵器に焦点を絞って論じていくこととする。

(2) 岸田総理大臣による一般討論演説、二〇二二年八月一日 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100384222.pdf> 二〇二三年五月一〇日閲覧)

### 《参考文献》

- 中村桂子、李起豪（二〇二二）『これからの軍縮教育——日韓の視点から』RECNAPolicy Paper No.15 (<https://www.recnanagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/REC-PP-15.pdf> 二〇二三年五月一〇日閲覧)
- 吉田文彦、鈴木達治郎、遠藤誠治、毛利勝彦編（二〇二二）『第三の核時代——破滅リスクからの脱却』Kindle版、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNAP）
- 川崎哲（二〇二二）『核兵器禁止から廃絶へ』岩波書店
- 中村桂子（二〇二〇）『核のある世界とこれからの考えるガイドブック』法律文化社
- 鈴木達治郎（二〇一七）『核兵器と原発——日本が抱える「核」のジレンマ』講談社
- 山川剛（二〇〇八）『希望の平和学——戦争を地球から葬る』ための11章』長崎文献社